

VII

四半期開示見直しでの注記内容を確認 継続企業の前提に関する 開示実務の留意点

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士

加藤 圭介

分は筆者の私見である旨、あらかじめお断り申し上げます。

第1・第3四半期の決算短信において継続企業の前提に関する注記をする場合に適用される基準等

第1・第3四半期の決算短信の四半期連結財務諸表または四半期財務諸表(以下、「四半期財務諸表等」という)に含まれる継続企業の前提に関する注記は、東京証券取引所から公表された有価証券上場規程施行規則別添9「四半期財務諸表等の作成基準」(以下、「作成基準」という)により、次の基準等に従い作成することになる。

- ・企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)から公表された企業会計基準12号「四半期財務諸表に関する会計基準」(以下、「企業会計基準12号」という)19項(14)または25項(12)・財務諸表等規則149条および「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)(以下、「財務ガイドライ

考慮し、各企業の判断で開示するのが望ましいと考えられる。

「貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続する

との前提」を「継続企業の前提」という(財務諸表等規則8の27)。企業会計の基準は継続企業の前提を基礎として

しているが、企業はさまざまなリスクにさらされながら事業活動を営んでおり、企業が将来にわたって事業活動を継続できるかどうかについて不確実性を有する(監査・保証実務委員会報告74号「継続企業の前提に

関する開示について」2)。このため、貸借対照表日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるよう

な事象または状況が存在し、当該事象または状況を解消し、または改善

【この章のエッセンス】

● 四半期開示制度の見直しにより四半期または中間期における継続企業の前提に関する注記の内容は大きく変わるわけではないが、参照する規則等が従前と異なるため整理して理解する必要がある。

● 四半期会計期間が3カ月であるのに対し、中間会計期間は6カ月であり、四半期と中間期の継続企業の前提に係る経営者の評価期間や対応策の対象期間の違いなどに留意する。

● 継続企業の前提に関する重要な後発事象が発生した場合、半期報告書では注記を省略できない。四半期決算短信では省略が可能であるが、投資者の投資判断への有用性を

するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、所定の注記を行い、財務諸表利用者に対する具体的な情報提供が求められる。今般の四半期開示制度の見直しにおいて、継続企業の前提に関する注記の具体的な内容は、従前から大きく変更されることはないが、参照する規則等が従前と異なるものになる。このため本章では、まず、それぞれの開示書類における継続企業の前提に関する注記に対し、どの規則等が適用されるかを整理したうえで、注記内容を再確認できるように、四半期および中間会計期間で継続企業の前提に関する開示を検討する場合の留意点を解説する。なお、本章の文中の意見に係る部